

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県条例第34号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例（昭和42年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（<u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準をいう。以下「算定方法」という。）</u>に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(種別及び手数料の額)</p> <p>第2条 試験検査等の種別は、別表及び診療報酬の算定方法（<u>平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定方法」という。）別表第1 医科診療報酬点数表</u>に掲げるとおりとし、手数料の額は、別表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ同表に定める額とし、算定方法別表第1 医科診療報酬点数表に掲げる試験検査等にあつてはそれぞれ算定方法第2号に規定する方法により算定して得た額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。